

い)に行わなければならない。

(3) 固有の品種名称

ア 韓国において品種登録を受けるためには、1つの固有の品種名称を有することが必要である(法106条1項)。その品種名称は、日本において品種登録されている品種については、その品種登録に係る品種名称を使用しなければならない(同条2項参照)。韓国における品種保護出願においては、日本の品種登録に係る品種名称をローマ字表記で品種名称とすることになる。またハングル表記については、ローマ字の表記をハンゲルの音訳で記載する。

イ ただし、品種名称については、使用することができない品種名称が定められている(法107条1号～10号)。例えば、数字又は記号のみからなる品種名称(同条1号)、品種の特徴を誤認混同させるおそれのある品種名称(同条2号～5号)、登録出願中又は登録された商標と同一又は類似して誤認若しくは混同するおそれがある品種名称については使用することができないとされている。

日本において品種登録されている品種名称が上記規定に抵触する場合には、韓国における品種保護出願の際には、別途品種名称を定める必要があると考えられる。

(4) 優先権

優先権とは、ある国(韓国)における品種保護出願に先立って、他国(日本)において品種保護出願をした場合、その最先の出願日からある国(韓国)における出願日までにされた同一品種の品種保護出願、公表、譲渡その他の行為によって、ある国(韓国)における品種保護が妨げられない権利をいう。

優先権については、最先の品種保護出願をした日(例えば、日本における品種保護出願日)の翌日から1年以内に韓国において品種保護出願することを要する。

3 出願者・代理人

(1) 在外者の場合

韓国国内に住所又は営業所を有しない者(在外者)は、韓国国内に住所又は営業所を有する代理人によらなければ、品種保護出願等の手続をとることができない(法4条1項)。

日本からの出願については、①韓国国内に住所又は営業所を有する代理人を選任し、その代理人を通じて品種保護出願等をするか、②日本企業が韓国国内に子会社等を設立して、その子会社等が品種保護出願等をするようになる。

(2) 代理人の資格等

韓国の代理人については、韓国国内に住所又は営業所を有していることが条件であるが、資格等は定められていない。

一般的には、品種の利用許諾を予定している業務提携先の種苗会社、品種保護出願等の代理業務を行う種苗会社や法律事務所・特許事務所を代理人として選任する場合

が多いものと考えられる。

(3) 代理人の実情

韓国において選任する代理人は、品種保護出願から登録に至る手続全般を担うものであり、審査当局とのやり取りに加え、種苗の提出に係る税関・植物検疫への対応、現地調査の場合にはは場の確保等まで行う必要がある場合があり、登録後には毎年の手数料の支払管理業務をも行っている。韓国において適切に権利保護を図るためには、韓国の新品種保護制度の法令・運用等に精通し、品種保護出願の経験を有している適切な代理人を選任することが重要である。

本事業で実施された海外調査において調査した代理人は、以下のとおりである。

① 多幸園芸株式会社

※ 韓国において植物品種保護制度が発足した当初から代理業務の経験を有し、日本語の対応も可能であり、日本語で作成された書面を提供すると韓国語に翻訳して出願関係書類が作成される。品種保護出願の代理業務の手数料は、1件当たり60～70万ウォン、登録後の管理手数料は5万ウォンである。翻訳手数料は、A4・1枚当たり4万ウォンである。

② 金・張法律事務所 (KIM & CHANG INTELLECTUAL PROPERTY)

※ 同事務所は、韓国の大手法律事務所であり、日本語の対応も可能である。品種保護出願の代理業務の手数料は、1件あたり2,000～2,500ドル程度（特別な対応が必要となる場合でも3,000ドル程度）である。

③ グリーン特許法律事務所 (Green International Patent & Law office)

※ 同事務所は、大田広域市所在の特許法律事務所であり、農業関係を注力分野としている。現時点で日本語には対応していないとのことである。品種保護出願の代理業務の手数料は、1件当たり1,000ドルであり、登録後の管理料は更に1,000ドルとのことである。

4 品種保護出願の必要書類等

(1) 必要書類

韓国における品種保護出願の際に提出すべき書類は、以下のとおりであり、その作成要領・書式（仮訳）は別添のとおりである。その作成については、韓国の代理人に対し、日本における品種登録出願関係資料を提供して作成を依頼し、不足する情報について追加提供することになると考えられる。

（必須書類等）

- ① 品種保護出願書（法30条1項1号～7号、施行規則別紙19号書式）
- ② 品種の育成過程（法30条2項1号）
- ③ 品種の特性説明（特性表）（法30条2項1号）
- ④ 品種特性記述書（法30条2項1号）

- ⑤ 品種の写真（法 30 条 2 項 2 号）
- ⑥ 品種保護の出願手数料の納付証明書（法 30 条 2 項 4 号）
- ⑦ 種子試料（栄養繁殖植物の場合には試料提出確約書）（法 30 条 2 項 3 号）
（該当する場合に必要となる書類）
- ⑧ 代理人を選任した場合
→ 委任状の原本及びその翻訳書（施行規則 40 条、別紙 1 号書式）
- ⑨ 育成者が品種保護を受ける権利を譲渡した場合
→ 譲渡証明書及びその翻訳書
- ⑩ 持分の約定がある場合
→ 権利に対する持分証明書（施行規則 40 条）
- ⑪ 遺伝子組み換え品種である場合
→ リスク性審査書（施行規則 40 条）
- ⑫ 優先権主張時
→ 優先権主張書類の原本（施行規則 41 条）

(2) 補足説明

ア 品種保護出願書（施行規則 40 条に規定する別紙 19 号書式）

品種保護出願書は、農業用作物については国立種子院長宛て、山林用作物については山林庁長宛て、海藻類については国立水産科学院長宛てに作成する。

品種保護出願書においては、出願者及び育成者の氏名（外国人の場合には国籍）、住所、品種の名称をハングル、英文で記載する必要がある。品種の名称のハングル表記は、外国語をハングルの音で記載する。

法 31 条 3 項の規定により優先権を主張する場合には、優先権主張の基礎となる出願の出願国名（日本）、出願日及び出願番号を記載する。

イ 品種の育成過程

品種の育成過程（作成要領の 39 ページ参照）においては、①育成経過の図表（年度別交配方法等の作業の内容）、②品種の育成過程の説明（育種の目的、追究する形質等）、③育成系統図（世代別交配親等の交配組合せ図表）について、専門知識を有する者が容易に理解することができる程度に詳しく記載することを要する。

ウ 品種の特性説明（特性表）

品種の特性説明（特性表）については、国立種子院のホームページ（<http://www.seed.go.kr>）において、品種保護出願しようとする作物の「作物別特性調査要領」を検索して取得し、「作物別特性調査要領」で定められている特性別調査基準に従って特性表を作成する。

対照品種については、出願品種と最も類似する品種を選定し、特性調査時に同一場所で植栽して調査して記載する。

※ 韓国において品種保護登録された品種の概要（イメージ）については、国立種

子院（NSVS）のホームページ（<http://www.seed.go.kr>）において検索して閲覧することが可能である。

エ 品種特性記述書

品種特性記述書は、品種保護出願しようとする作物の「作物別特性調査要領」に従って作成する。

また、品種特性記述書の出願品種の均一性及び安定性については、その立証のために複数年の出願品種（対照品種を含む）の特性調査の結果を添付する。

オ 品種の写真

品種の写真は、4" × 5" のサイズで、実物の識別ができるようにすること、原色で鮮明度が確実であること、区別性が明らかになるように出願品種の特性を対照品種とともに撮影すること、均一性が明らかになるようにほ場で植物体の集合を撮影することなどが必要である。写真は、A 4 用紙に貼付し、各写真の下部に、品種名称、撮影部位、作成日時等を記載する。

カ 種子試料（栄養繁殖植物の場合には試料提出確約書）

(ア) 種子試料については、品種保護出願時に、「種子試料」を提出する必要がある。

その提出方法については、品種保護出願の担当部局（農業用作物の場合には国立種子院の品種保護センター）に持参又は郵送により提出することになる。

※ きのか類の場合、菌株の試験官培養 3 本及び栽培試験用の種菌 1 リットル／本 × 5 本を提出する必要がある。

(イ) 栄養繁殖植物の場合については、品種保護出願時に、所定の書式による品種保護出願試料提出確約書を提出し、苗等については出願者が保管し、審査官から栽培試験計画が通知される際に、同封の試料提出要請書に従って提出する。

(ウ) 種子試料の提出を適切に行うことができなかった場合、品種保護出願が却下される場合があるので注意が必要である。

キ 植物検疫・税関

植物の輸出検査は、日本から輸出される植物が輸出相手国の植物検疫の条件に適しているかどうかについて行われる。海外へ種苗を送る際の輸出先国の植物検疫の要求事項の問合せ先は以下のとおり。韓国が輸入を禁止している植物を輸出する場合には、輸入許可書が必要であり、これは現地代理人を通じて通関業者により取得する。

農林水産省横浜植物防疫所 業務部輸出検疫担当

Tel. 045-211-7155 Fax. 045-211-2171

参考：韓国の輸入検疫・通関手続き

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_enkatu/manual_2005/pdf/korea_00.pdf